

西宮市工事成績評定及び通知公表要領

制 定	平成 23 年 3 月 16 日
一部改定	平成 24 年 3 月 30 日
一部改定	平成 25 年 7 月 3 日
一部改定	平成 25 年 10 月 9 日
一部改定	平成 26 年 3 月 31 日
一部改定	平成 30 年 4 月 1 日
一部改定	令和 元年 7 月 1 日
一部改定	令和 元年 12 月 1 日
一部改定	令和 2 年 4 月 1 日

(目 的)

第1条 この要領は、本市が発注する請負工事(以下「工事」という。)の成績評定(以下「評定」という。)及び評定結果の通知並びに公表に関して必要な事項を定め、検査業務の透明性の確保と厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定を実施する工事は、契約金額が130万円以上の工事とし、西宮市工事検査規程(昭和53年西宮市訓令第8号。以下「検査規程」という。)第3条第1号に規定する完成検査について行うものとする。ただし、災害に伴う緊急工事及び応急工事については、評定の対象外とする。また、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で、契約管理課担当課長が評定の必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査規程第2条第2号に規定する検査員及び西宮市工事監督規程(昭和53年西宮市訓令第7号。以下「監督規程」という。)第2条第3号に規定する工事監督員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、工事ごとに独立して行うものとし、監督又は検査によって確認した事項に基づき、評定者ごとに厳正かつ的確に行うものとする。この場合において、工事監督員と検査員は、必要に応じて協議を行うものとする。

2 検査規程第13条(検査規程第18条において準用する場合を含む。)及び別に定める工事成績評定基準に基づく工事成績評定書(以下「評定書」という。)は、次に掲げる工事の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 契約金額が1,000万円以上の工事(第3号に掲げる工事を除く。) 別記様式2号
- (2) 契約金額が1,000万円未満の工事(次号に掲げる工事を除く。) 別記様式3号
- (3) 単価契約による工事 別記様式4号

(契約管理課(技術管理担当)検査の評定等)

第5条 工事監督員は、検査規程第4条第1項の区分による検査において評定を行ったときは、速やかに評定書(別記様式2-1号)を作成し、工事担当課長を経由して、これを検査員に提出しなければならない。

2 検査員は、前項の検査において評定を行ったときは、速やかに細目別評定点採点表(以下「採点表」という。)を作成し、工事検査結果報告書(別記様式5号)に当該採点表(別記様式1-1号)及び評定書(別記

様式2号)を添えて、これを契約管理課担当課長に報告しなければならない。

- 3 契約管理課担当課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに工事検査結果通知書(別記様式6号)に採点表(別記様式1-1号)及び評定書(別記様式2-2号)を添えて、これを工事担当課長及び契約管理課長に通知しなければならない。

(工事担当課検査の評定等)

第6条 工事監督員は、検査規程第4条第2項の区分による検査において評定を行ったときは、速やかに評定書(別記様式3-1号又は別記様式4-1号)を作成し、これを検査員に提出しなければならない。

- 2 検査員は、前項の検査において評定を行ったときは、速やかに採点表を作成し、工事検査結果報告書(別記様式7号)に当該採点表(別記様式1-2号)及び評定書(別記様式3号又は別記様式4号)を添えて、これを工事担当課長に報告しなければならない。
- 3 工事担当課長は、前項の報告を受けたときは、速やかに工事検査結果通知書(別記様式8号)に採点表(別記様式1-2号)及び評定書(別記様式3-2号又は別記様式4号の写し)を添えて、これを契約管理課長及び契約管理課担当課長に通知しなければならない。

(受注者への評定結果の通知)

第7条 契約管理課担当課長は、第5条の規定による評定結果について、工事成績評定通知書(別記様式9号)によりこれを当該工事の受注者に通知するものとする。

- 2 工事担当課長は、第4条第2項第2号の区分に該当する工事について、前条の規定による評定結果を工事成績評定通知書(別記様式10号)によりこれを当該工事の受注者に通知するとともに、その写しを契約管理課担当課長へ送付しなければならない。
- 3 前2項の受注者への通知の方法は、手渡し、郵送又は電子メールの送信によるものとする。

(説明請求等)

第8条 前条の規定による通知を受けた受注者は、評定の内容について、通知のあった日の翌日から起算して7日(西宮市の休日を定める条例(平成2年西宮市条例第22号)に規定する市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、工事成績評定に係る説明請求書(別記様式11号)により、第4条第2項第1号の工事にあつては契約管理課担当課長に、第4条第2項第2号の工事にあつては工事担当課長に説明を求めることができる。

- 2 契約管理課担当課長又は工事担当課長は、前項の規定による説明を求められたときは、説明請求のできる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、評定の内容について、工事成績評定に係る説明書(別記様式12号)により回答するものとする。ただし、事務処理上の理由その他合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。
- 3 前項の規定による回答を行うに当たって、あらかじめ契約管理課担当課長と工事担当課長は協議を行うものとする。

(再説明請求の教示)

第9条 前条第2項の規定による説明書には、再説明を求めることができる旨を教示するものとする。

(再説明請求)

第10条 第8条第2項の規定による回答を受けた受注者は、その内容について、回答のあった日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、工事成績評定に係る再説明請求書(別記様式13号)により、第4条第2項第1号の工事にあつては契約管理課担当課長に、第4条第2項第2号の工事にあつては工事担当課長に、再度、説明を求めることができる。

- 2 契約管理課担当課長又は工事担当課長は、前項の規定により再説明を求められたときは、工事成績評定に係る再説明書(別記様式14号)により回答を行うものとする。この場合において、契約管理課担当課長又は工事担当課長は、双方協議の上、あらかじめ工事成績評定審査委員会に意見を求めるものとする。
- 3 前項の再説明請求に対する回答は、工事成績評定審査委員会による審議の結果報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に行うものとする。
- 4 契約管理課担当課長は、前項の回答を行ったときは、当該再説明請求書及び再説明書を契約管理課(技術管理担当)の窓口において閲覧に供する方法により公表するものとする。

(工事成績評定審査委員会の設置)

第11条 前条第2項の規定に基づき、再説明請求に対する回答に関する事項を審議するため、工事成績評定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会は、工事の施行を所管した局等の長(以下「工事所管局長」という。)、工事の施行を所管した部等の長(以下「工事所管部長」という。)、工事担当課長、財務総括室長、契約管理課長をもって組織する。
- 3 審査委員会には、会長、副会長を置き、会長は工事所管局長を、副会長は工事所管部長をもって充てる。
- 4 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 審査委員会は、会長が招集する。ただし、過半数の委員の出席がなければ審査委員会を開催することができない。
- 7 会長が必要と認めるときは、審査委員会に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 急施を要するため、会長が審査委員会を招集するいとまがないと認めるときは、審査事項を記載した書面を各委員に回付して、審査委員会の開催に代えることができる。
- 9 審査委員会の処務は、契約管理課(技術管理担当)において処理する。

(評定結果の公表)

第12条 第7条の規定に基づき受注者に通知した評定結果は、西宮市請負工事成績評定点一覧表(別記様式17号)により契約管理課(技術管理担当)の窓口において閲覧に供するほか、インターネットの利用(市のホームページへの掲載をいう。)により公表するものとする。

- 2 前項の一覧表への掲載は、完成検査の完了した日の翌月末に行うものとし、評定結果を掲載した日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(再交付)

第13条 契約管理課担当課長又は工事担当課長は、第7条の通知を受けた受注者から、工事成績評定通知書(別記様式9号又は別記様式10号)について再交付の請求があった場合は、写しの交付を行うものとする。

- 2 前項の写しの交付を行う期間は、当該通知を行った日の属する年度の翌年度4月1日から起算して3年を経過する日までとする。

(評定の修正)

第14条 評定者は、評定を修正する必要があると認めるときは、当該評定を修正するものとする。

- 2 第7条の通知後、当該工事において法令違反等による入札参加資格停止の処分等が行われた場合、当該評定を修正するものとし、修正後の評定点は、修正した工事成績評定通知書の通知日からの適用とす

る。

- 3 第1項及び前項の規定により評定を修正するときは、第4条から第10条まで、第12条及び前条(第8条第1項の規定による説明請求のあった評定の修正にあつては、第4条から第7条まで、第12条及び前条)の規定を準用する。この場合において、第7条及び第13条中「工事成績評定通知書(別記様式9号又は別記様式10号)」とあるのは「工事成績評定修正通知書(別記様式15号又は別記様式16号)」と読み替えるものとする。

(委 任)

第15条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 2 工事検査評定実施要領(平成15年実施)は、廃止する。
- 3 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成24年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成25年7月3日から実施する。
- 2 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成25年11月1日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則(西宮市工事成績評定及び通知公表要領の一部改正について(平成26年度組織関連)平成26年3月31日決裁)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、当面の間、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から実施する。
- 2 この要領の実施前に締結した工事の請負契約に係る評定及び通知公表については、なお従前の例による。
- 3 単価契約による工事の評定については、従前の例による。

付 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、令和元年12月1日から実施する。

付 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。